

荒川区 区条例案 「良好な生活環境の確保に関する条例」  
白紙撤回陳情署名の件

皆様、いわゆる「カラス、ハト、猫などへの餌やり禁止」の区条例案反対の署名にご協力いただきまして、ありがとうございました。

区長宛 6327 名、区議会議長宛 2960 名の署名が集まりました。

11 月 18 日、他の動物愛護団体と共同で、廃案を求める陳情書と署名を荒川区 環境清掃部に持参しました。

12 月 5 日、これらの陳情書は、荒川区 建設環境委員会にて審議された結果、不採択になりました。反対 5、賛成 2 であったとのことです。

したがって、区条例案は区議会に諮られ、21 年度の施行をめざすことになるようです。

全国から、相当数の署名が集まったようですが、残念ながら荒川区住民の反対が活発でなく、残念な結果になりました。

しかし、多くの反対意見に対し、荒川区長は「地域猫」活動に対しても、一定の理解を示す回答書をよせてきております。この区条例案をきっかけに、猫を捨てることは法律違反、不妊手術の必要性、周囲から理解を得られるような餌やりや糞の始末など、猫との共生への関心が高まったのではないかと推察します。

皆様方の陳情書や署名を無駄にすることなく、前向きな方向に向けていきたいと思っております。

今後とも宜しくご支援・ご協力のほど、お願い申し上げます。

平成 20 年 12 月

日本捨猫防止会